

# 2024年からの新しいNISA制度について

2023年度税制改正において、2024年1月からNISA制度の抜本的拡充・恒久化が行われ、新しいNISA制度へと変わりました。新しいNISA制度では、非課税投資枠の上限等が拡大するとともに、非課税保有期間も無期限となり、生涯にわたる柔軟な資産形成が可能となりました。

## 新しいNISA制度

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
制度期限	制度恒久化		
非課税保有期間	無期限		
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有限度額	1,800万円（うち、成長投資枠は1,200万円）		
対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託（つみたてNISAと同じ）		高レバレッジ型、信託期間20年未満、毎月分配型を除く公募株式投資信託
買付方法	定時定額購入取引		一括投資・定時定額購入取引
対象年齢	18歳以上		
ロールオーバー（移管）	旧NISAから新しいNISAへのロールオーバー（移管）不可		

### 「つみたて投資枠」と「成長投資枠」の併用が可能です

- ◆ 旧NISAでは、「つみたてNISA」と「一般NISA」は選択制で、併用して利用することはできませんでしたが、新しいNISAでは、「つみたて投資枠」と「成長投資枠」の2つの枠を併用することができます。

### 年間投資枠が拡大されます

- ◆ 旧NISAの年間投資枠は、「つみたてNISA」が年間40万円、「一般NISA」が年間120万円でしたが、新しいNISAでは、「つみたて投資枠」が年間120万円、「成長投資枠」が年間240万円まで利用でき、併用が可能のため、**最大で年間360万円**まで非課税で投資をすることができます。

### 非課税保有期間が無期限になります

- ◆ 旧NISAでは、非課税保有期間が、「つみたてNISA」で20年間、「一般NISA」で5年間とされており、非課税保有期間が終了した場合、①翌年の非課税投資枠へロールオーバー（一般NISAのみ）②課税口座への移管③売却のいずれかを選択し手続きをする必要がありましたが、新しいNISAでは、非課税保有期間が無期限となることから、これらの手続きが不要となります。

### 非課税保有限度額が1,800万円になります

- ◆ 新しいNISAでは、生涯利用できる非課税保有限度額が1,800万円まで設定され、成長投資枠では1,800万円のうち1,200万円まで利用することができます。
- ◆ 非課税保有限度額は「簿価（投資信託の取得価額）残高方式」で管理されます。新しいNISAで保有している投資信託を売却等した場合、翌年以降、年間投資枠の範囲内で、売却した投資信託の簿価分の**非課税枠を再利用することが可能です**。
- ◆ 分配金の支払いを受け、当該分配金による再投資を行った場合、その金額相当分について、年間投資枠と非課税保有限度額を消費します。

#### 非課税保有限度額 1,800万円

##### つみたて投資枠

最大1,800万円利用可能

##### 成長投資枠

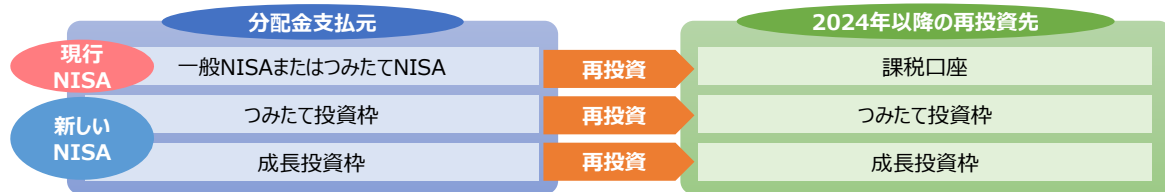
非課税保有限度額1,800万円のうち1,200万円まで利用可能

## 定時定額購入取引および分配金再投資の取扱いについて

- ◆ 旧NISAでお申込みいただいている定時定額購入取引は、新しいNISAに引き継がれます。  
ただし、成長投資枠の受入対象外となる投資信託は、課税口座（当金庫に特定口座を開設されている場合には特定口座に、特定口座を開設されていない場合には一般口座）に引き継がれます。詳細については、非課税口座約款をご確認ください。  
なお、2024年以降、**課税口座での定時定額購入取引を中止する場合、手続きが必要です。**



- ◆ 原則、旧NISAから支払われた分配金は課税口座（当金庫に特定口座を開設されている場合には特定口座に、当金庫に特定口座を開設されていない場合には一般口座）に、新しいNISAから支払われた分配金は新しいNISAに再投資されます。詳細については、非課税口座約款をご確認ください。  
なお、**分配金再投資を停止する場合、手続きが必要です。**



## 旧NISAの取扱いについて

- ◆ 2024年以降、旧NISAでは新規の購入はできなくなりますが、旧NISAで保有している投資信託は、新しいNISAの1,800万円の非課税保有限度額とは別で管理されるため、非課税保有期間が終了するまで（つみたてNISAは20年間、一般NISAは5年間）は、旧NISAのまま保有することができ、非課税保有期間中は配当等や譲渡益は非課税となります。
- ◆ 旧NISAで保有する投資信託は、非課税保有期間が終了すると、課税口座（当金庫に特定口座を開設されている場合には特定口座に、特定口座を開設されていない場合には一般口座）に移管されます。**旧NISAから新しいNISAへ移管することはできません。**